

## 基本的課題2 仕事と家庭の両立支援の推進

### 現状と課題

一人ひとりがやりがいを持ちながら充実して仕事に取り組むとともに、家庭生活や地域活動などに自ら希望するバランスで取り組むことができるワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっています。

「男女雇用機会均等法」を始め、「育児・介護休業法」や「パートタイム労働法」等の施行により法制面の整備は進んできました。男女共同参画社会の実現のためには、男女がともにゆとりをもって人間らしく働き、家庭や地域社会と共存できる労働環境の整備が必要です。

また、男女を問わず自己の能力をいかんなく発揮し、充実した職業生活を営むことができるよう、雇用の場における男女平等の確保のほか、男女労働者間に生じている採用や昇給等の各種制度における性に起因する格差の是正が重要となってきます。

女性が能力を活かして働き続けるためには、育児や介護等に対する家庭や職場、また、地域の協力・支援が必要であり、そうした環境づくりや労働条件の整備について、意識啓発を図るための広報活動やスキルアップのための各種講座・講演会等の充実が必要です。

共働き世帯が増加する中、父親の子育て参加も大事な取り組みです。

育児休業は男女とも取れる仕組みとなっていますが、男性の取得率はまだまだ低い状況です。男性にとっても育児のための休みがとれるメリットや、生活と仕事のバランスのとれたライフスタイルは良い仕事を創り出すということを、広く啓発していく必要があります。

### 施策の方向

現在、女性が就職して結婚・出産・子育てをしながら働き続けるには、女性自身に大きな負荷がかかっています。そのため、結婚による負担の増加へのためらいや、現在のライフスタイルを変えたくないなどの理由で、女性の結婚年齢が上がっています。また、男性も、若年層から非正規雇用の割合が増えてきており、生涯にわたって安定した収入を得ることが難しいため、未婚率が増えています。

30～40代の男性は、長時間労働の割合が一番多く家庭生活から隔離されてしまっており、この世代を少しでも家庭に戻すことが、家族内のゆとりをもたらしことになるため、企業に対し働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めます。

また、安定的な収入を得るための職業能力の開発や、就労に必要な条件の整備を進めていく必要があります。

### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	担当課
① 働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスに関する啓発	商工労政課 文化活動推進課
② 男性の家庭生活への参画促進	文化活動推進課
③ ファミリー・フレンドリー企業※ <sup>1</sup> の啓発	商工労政課

### (2) 職業能力の開発・育成・支援

具体的施策	担当課
① 就職に必要な情報提供・各種講座等の開催	商工労政課
② 多様な就労形態に対応する保育の充実	保育課

### (3) 多様な就労形態に応じた労働支援

具体的施策	担当課
① ファミリー・サポート・センター※ <sup>2</sup> の充実	保育課
② 放課後児童健全育成事業の充実	こども育成課
③ 職業能力の開発等の各種講座の開催	商工労政課



「愛知県ファミリー・フレンドリー・マーク」

- ※1 **ファミリー・フレンドリー企業**：労働者の仕事と家庭の両立に配慮し、多様で柔軟な働き方の選択を可能とすることを経営の基本とし、具体的には、「仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度（育児休業制度や介護休業制度、育児のための短時間勤務制度・フレックスタイム制・事業所内託児施設など）をもち、かつ実際に労働者に利用されている」などの取り組みを行っている企業のことをいう。厚生労働省をはじめとする関係団体によるフレンドリー企業の支援や周知を目的とした普及促進事業として、中小企業を対象とした助成金制度や表彰制度がある。  
なお、愛知県では、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録し、各種支援を実施している。
- ※2 **ファミリー・サポート・センター**：地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。この事業は働く人々の仕事と子育て等を支援する目的から設立が始まり、現在では育児のサポートの対象は、子を持つ全ての家庭に広がっています。

表2.7 ワーク・ライフ・バランスの理想と現実

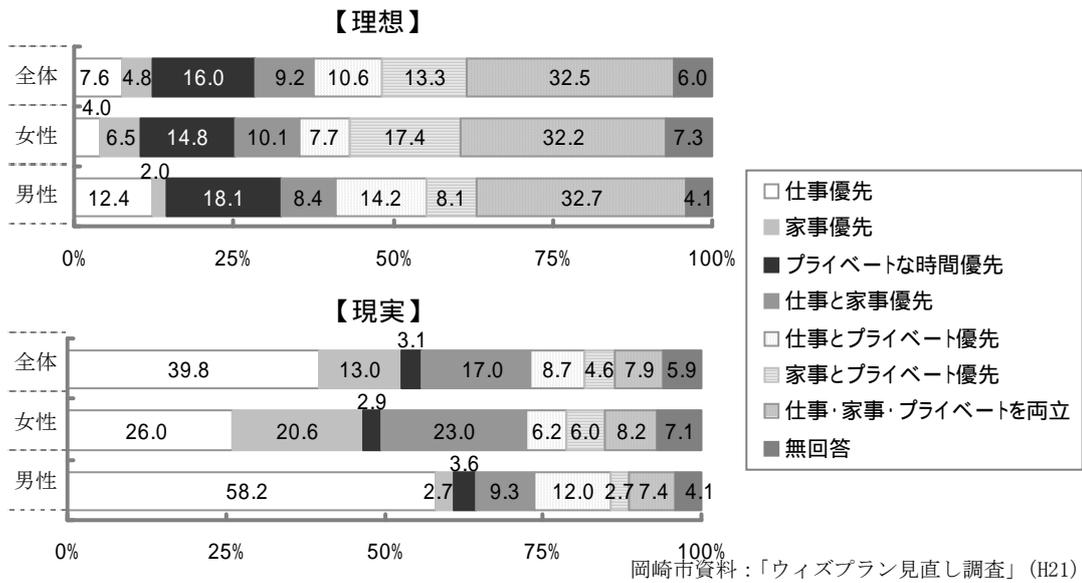


表2.8 ワーク・ライフ・バランスの実現のために企業がすべき環境整備（上位5位）

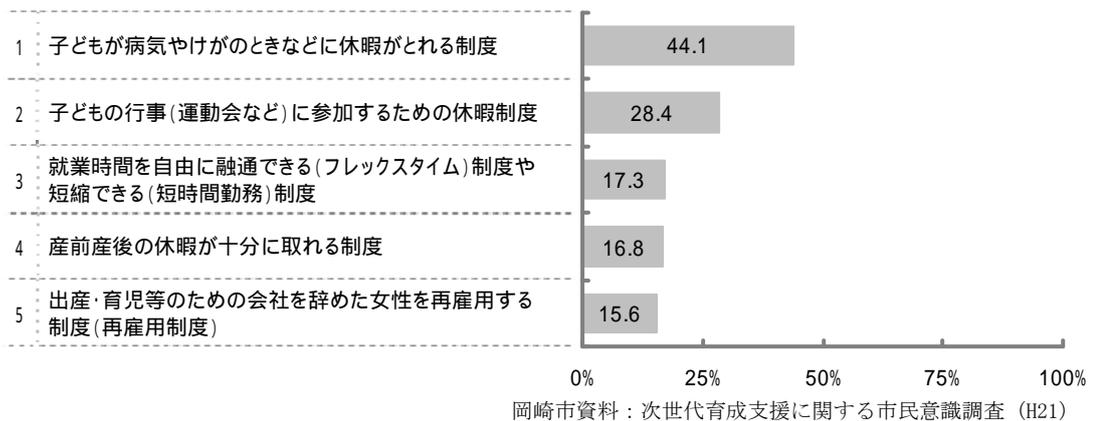
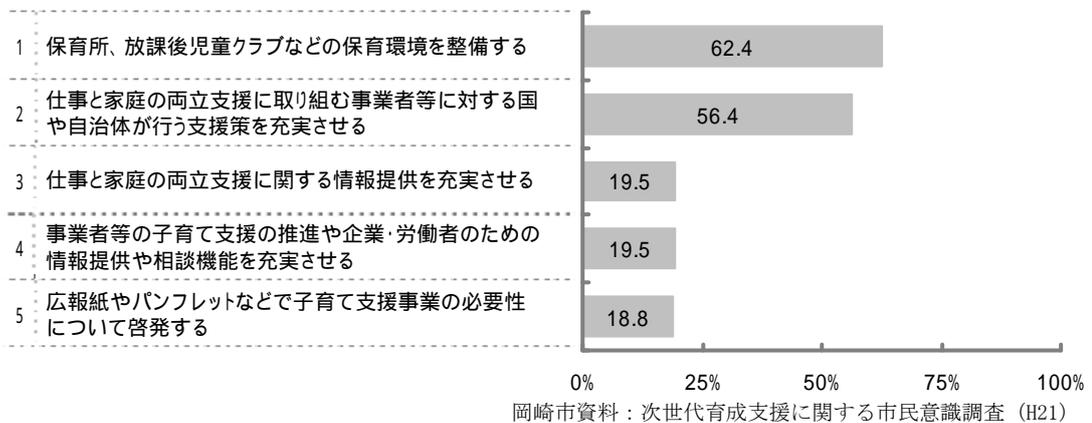


表2.9 ワーク・ライフ・バランスの実現のために自治体に取り組むべきこと（上位5位）



## それぞれの役割

：本編P29参照

～市条例第4条から第8条で掲げるそれぞれが担う責務～

### 市は

- ワーク・ライフ・バランスについて啓発を推進し情報を提供します。

### 市民／市民団体は

- 自分のワーク・ライフ・バランスについて見直してみましょう。

### 教育に携わる者は

- 仕事と家庭のあり方について、家庭や個人の役割について学ぶ機会をつくりましょう。

### 事業者は

- ワーク・ライフ・バランスについて理解しましょう。また雇用機会の平等について学び、働きやすい職場を目指して男女平等を推進しましょう。



ひとつ「働き方」を変えてみよう!

# カエル! ジャパン

Change! JPN 

“仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための国民運動”のシンボルマーク「カエル! ジャパン」

(C) 内閣府仕事と生活の調和推進室

## 基本目標 男女がともに性別に捉われず、安心して暮らせる地域社会をつくろう

我が国では平成7（1995）年に5人に1人（国勢調査調）が、また本市においても平成22（2010）年に6人に1人（市住民基本台帳及び外国人登録調）が65歳以上の高齢者となり、その6割近くが女性ということもあり、高齢者問題は女性を取り巻く重要な課題となっています。

「ウィズプラン見直し調査」の結果によると、老後の心配事として、自分自身の健康のことが3割を超えています。特に女性は経済面、男性は介護者の有無について不安を感じているようです。また、男性は配偶者に先立たれることを心配する割合が女性より高くなっています。

男女がともに健康で充実した生活を送ることができ、仕事と家庭を両立させるためには、家庭内の協力に加え、子育てや介護等に対する職場や地域での協力や支援が必要です。

高齢で収入がない、障がいがありひとり暮らしをしている、外国人で離婚し日本語が分からないなど、生活するうえで困難を抱えた人々への対応を検討することが必要です。

国ではセーフティネット構築に向けた研究の検討をしています。生活困難者への配慮や自立支援、更にはあらゆる暴力のない社会の実現に向けて、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー、売買春、人身売買、セクシュアル・ハラスメント等の防止が求められています。

### 基本的課題1 子育て・介護における男女共同参画の促進

#### 現状と課題

これまでの制度や慣行に捉われず、個人の人権が尊重され豊かな家庭生活を築くためには、育児や介護を担う人にも様々な配慮や支援が必要です。

未だに、育児・介護の主な担い手は女性であることが多く、この負担を解消するためには、保育サービスの充実や高齢者、障がい者、病気の人に対する介護サービスの充実とともに、家庭の中への男性の参画、介護現場等への男性の参画体制を築くことが必要です。

心身ともに健やかな一生を送るには、仕事だけの人生、家庭だけの人生など、一つのことだけを充実するのではなく、多様な生き方を支える力が必要です。

働き方の多様化と核家族化による担い手の減少から、保育や介護に対するサービスの拡充が求められています。

「ウィズプラン見直し調査」においても、男女共同参画社会の実現を図るために本市に期待することとして、「高齢者・病人の在宅介護サービスや施設又は、福祉施設の充実」が46.2%、「育児・保育施設や支援事業の充実」が37.7%とともに高くなっています※1。

※1 本編P16（表1.13）参照

## 施策の方向

子育てや介護の問題は、家族にとっても働く者にとっても大切です。子育てや介護を社会全体で担うことで、仕事をしている間も子どもや親が安心した状況に置かれるように、子育てや介護サービスの充実はますます重要になります。

また自分自身の家族の問題だけでなく、職場でも子育てや介護を抱えた人を支え、仕事と家庭の両立を図るための支援をする体制が求められています。

### (1) 子育て・保育環境の充実

具体的施策	担当課
① 多様な就労形態に対応する保育の充実	保育課
② 子育て支援事業の充実	こども育成課 文化活動推進課 生活福祉課
③ 子育て支援センターの活用促進	保育課
④ 児童ショートステイ（子育て短期支援利用）等の充実	家庭児童課
⑤ 放課後児童健全育成事業等の充実	こども育成課

### (2) 介護サービスの充実

具体的施策	担当課
① 在宅介護サービスの充実	長寿課
② 介護サービスの質の向上	長寿課 障がい福祉課

## 基本的課題2 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の人々に対する福祉の充実

### 現状と課題

本市の人口推移は、平成22（2010）年では、年少人口割合は15.4%、高齢人口割合は17.6%となっています<sup>※1</sup>。

今後とも、高齢社会の中で、高齢者や障がい者が自立し、社会の一員として生きがいを感じながら自分らしく主体的に生活できることが望まれます。

近年、個人のライフスタイルの多様化に伴い家族形態も変化しており、核家族化が進むとともに、共働き家庭やひとり親家庭も増加しています。

こうした変化に対応して、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の人々に対しては、その生活の安定と自立を促進するための施策やサービスの充実を図る必要があります。

※1 本編P9（表1.3）参照

## 施策の方向

障がいの有無や年齢、家庭環境にかかわらず、住民一人ひとりが人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で安心した生活が送れるように自立支援をしていくことが必要です。各種制度の周知や支援の充実を行います。

### (1) 地域福祉の充実

具体的施策	担当課
① 地域における福祉活動の充実	福祉総務課 生活福祉課 社会福祉協議会

### (2) 高齢者福祉の充実

具体的施策	担当課
① 福祉サービス情報の提供	長寿課 福祉総務課 生活福祉課 社会福祉協議会
② 高齢者に対する活動支援	長寿課 社会福祉協議会
③ 高齢者能力活用推進事業の充実	長寿課
④ 高齢者にやさしい住環境の整備の推進	長寿課 住宅課 社会福祉協議会

### (3) 障がい者福祉の充実

具体的施策	担当課
① 障がい者に対する自立・生活支援体制の充実及び人材育成	医療助成室 社会福祉協議会
② 障がいに対する偏見をなくすための意識啓発の推進	障がい福祉課 社会福祉協議会

### (4) ひとり親家庭等の人々の福祉の充実

具体的施策	担当課
① 母子自立支援事業、相談業務の充実	家庭児童課 こども育成課 医療助成室
② 母子寡婦福祉資金の貸付制度の活用	家庭児童課
③ 各種手当での支給による自立の推進	こども育成課

### 基本的課題3 生涯を通じた心身の健康支援

#### 現状と課題

健康で豊かな生活を送るためには、単に病気でないというだけでなく、身体的・精神的・社会的に安らかに生活できるという認識やその実践が大切です。

特に、女性は妊娠や出産の可能性があることから、男性とは異なる健康上の配慮が求められます。世界でも、生涯にわたる女性の健康維持と権利擁護の重要性を認識し、それを支援するための総合的な対策を推進することが必要であるという考え方「性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」が平成6（1994）年に「国際人口・開発会議」で提唱されました。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が主なものであり、こうした考え方の普及や意識啓発を関係機関と連携して推進することが必要です。

男性についても青年期や壮年期、高齢期に応じた総合的な健康保持・増進体制の整備を進めるなど、家庭や地域が一体となって取り組むことがこれからの高齢社会においては極めて重要な課題といえます。

ひとり世帯が増えていく中で、今まで家族で支えていた健康管理も、自分で行っていく必要があります。そのための情報提供や検診体制等の充実も必要です。

#### 施策の方向

女性の生涯にわたる健康は、女性特有のライフコース（妊娠・出産）を視野に入れて考える必要があります。

女性も男性も、それぞれの年齢段階に応じた健康を維持し、充実した生活を送るための情報提供を充実し、相談体制を拡充します。

#### （1）生涯にわたる健康づくりへの支援

具体的施策	担当課
① 健康的な生活習慣への意識啓発と情報の提供	健康増進課 生活衛生課 文化活動推進課

#### （2）性の自己決定権の尊重と意識啓発の推進

具体的施策	担当課
① 人権尊重の立場からの性教育の充実	学校指導課

### (3) 心身の健康を支える体制の充実

具体的施策	担当課
① 心と体の健康増進に必要な講座等の開催	健康増進課 文化活動推進課
② 関係機関と連携した相談体制の充実	健康増進課

### (4) 母子保健施策の充実

具体的施策	担当課
① 妊娠・出産等に対する相談体制の整備及び母子保健事業の充実	健康増進課 家庭児童課

## 基本的課題4 女性に対する暴力の根絶

### 現状と課題

女性に対する暴力は、身体的・心理的を問わず人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会的・構造的問題であるにもかかわらず、これまで社会の理解が十分ではないため潜在化し、家庭内の個人的問題とされてきました。女性に対する暴力は、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、男女が置かれている今日の社会状況等に根ざした構造的問題であるとの認識を広く浸透させるとともに、それを許さない社会意識の改革を積極的に推進する必要があります。

平成13(2001)年制定の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、夫婦間の暴力についても、暴力は犯罪であるとの認識を明らかにし、平成19(2007)年の改正により、身体的暴力に加え、心身に有害な影響を及ぼす言動も暴力であると規定し、市町村にも配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

それに対応するため女性に対する暴力の防止や被害相談窓口の充実など、女性の人権尊重の視点に立った幅広い取り組みを進める必要があります。

平成18(2006)年度から本市でも女性相談を実施しており、相談件数は年々増加の傾向にあり平成21(2009)年度では438件となっています。その中で、ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談は177件でした。ドメスティック・バイオレンス(DV)は、相談しにくい内容であるため、追い詰められた状況での相談も多く、問題の深刻さがうかがわれるものも多くなっています。また、本市だけでは対応できない事案もあるので、広域的視点を含めて、関係機関の協力体制の構築が早急に望まれます。

表2.10 ドメスティック・バイオレンス（DV）についてあてはまるものは何か

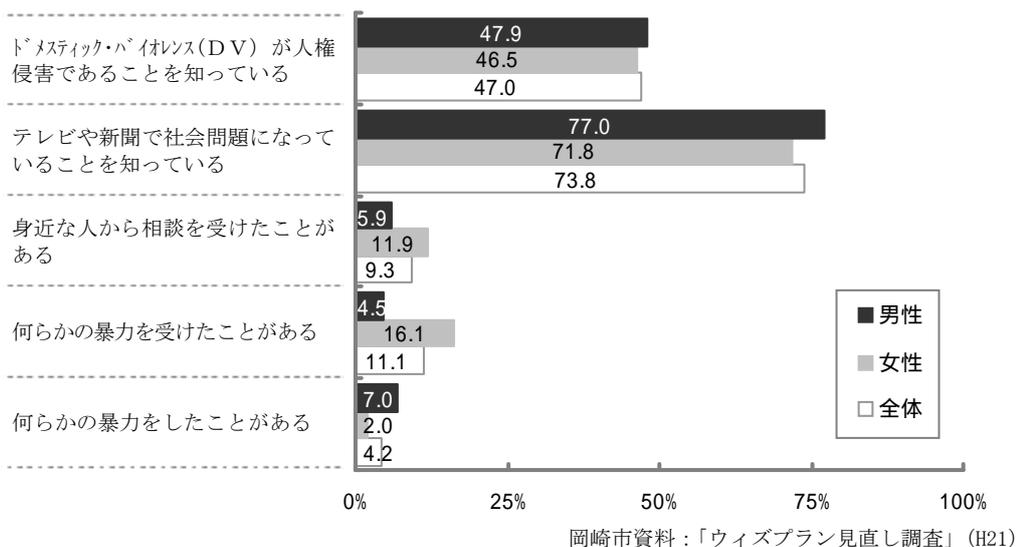
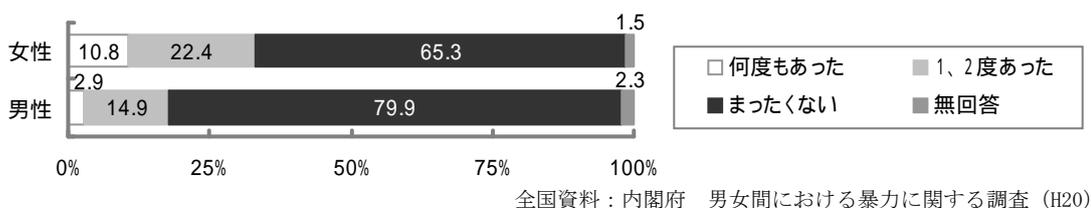


表2.11 配偶者からの暴力の経験（暴力的行為・心理的攻撃・性的強要）【全国】



### 施策の方向

ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー及びセクシュアル・ハラスメント等は、人権侵害であることを改めて周知し、啓発を進めます。特に暴力の世代間連鎖を断ち切るために、若年層に対するドメスティック・バイオレンス（DV）の啓発が重要となります。

暴力は、誰にも許されない行為でありその根絶を目指してあらゆる手立てを講じる必要があります。地域でも協力して、防止のための理解と協力を進めます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）にかかる相談は、内容が多岐にわたっています。関係する窓口も多くなっていますが、更に支援のマニュアルづくりや、窓口での二次被害の防止対策も求められます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発の取り組みと、被害者の自立支援までをどのように行っていくかを関係部署と検討し、防止対策をより推進していく必要があります。

### (1) ドメスティック・バイオレンス(DV)被害対策の推進

具体的施策	担当課
① DV相談業務の充実及び被害者支援対策の検討	文化活動推進課 家庭児童課
② DV防止に対する意識啓発の推進	文化活動推進課

### (2) ストーカー等犯罪防止対策の推進

具体的施策	担当課
① 制度紹介等のパンフレットによる広報	文化活動推進課
② 女性が被害者となる犯罪防止対策の推進	安全安心課 文化活動推進課

### (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的施策	担当課
① 関係機関と連携した相談体制の充実	文化活動推進課 人事課



「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」  
(C) 内閣府男女共同参画局

## それぞれの役割

：本編P29参照

～市条例第4条から第8条で掲げるそれぞれが担う責務～

### 市は

- 市民活動団体との連携・協働により、女性の人権を尊重する事業をすすめるとともに、警察等関連機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。

### 市民／市民団体は

- それぞれの立場で、人権を尊重し、思いやりの心を持ちましょう。

### 教育に携わる者は

- 命の大切さについて学ぶ機会を捉え、人権尊重の心を育てましょう。

### 事業者は

- セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口を周知しましょう。



## 基本目標 計画を実現しよう

本市は平成10（1998）年に「協働プラン」を策定し、平成15（2003）年に第2次の計画である「ウィズプラン」を策定し、また平成17（2005）年に「市条例」を制定して、男女共同参画社会の実現に向けて推進してきました。

しかしながら、様々な方針決定の場への女性登用の推進、また、議会における女性議員の増加、市女性管理職の登用促進などは未だ、男女共同参画社会を形成するうえで重要な課題です。

私たちの地域社会が、より豊かで活気のある快適なまちづくりを実現するために、女性が働きやすい職場環境への制度の改善や整備の促進、家庭における子育て・介護支援の充実、高齢者や障がい者への支援の充実、女性の心身の健康を脅かすドメスティック・バイオレンス（DV）等の総合的な防止対策が望まれます。

また、女性の社会参画の促進には、家庭や職場、地域における役割分担の再認識や男女相互の協力が必要です。

そのために、広報活動や意識啓発のための講座等の開催、法律や制度の周知、情報の提供や市民ニーズの把握、事業者に対する啓発活動を推進し、関係機関との連携を進めながら、男女共同参画社会の実現を図る必要があります。

この計画は、本市の施策を推進することが第一義ですが、市民の意識改革が進むことにより男女共同参画社会が実現していくと考えられるため、条例の責務として市民の立場、事業者の立場などを明らかにして、市全体の取り組みを行うことが重要です。

### 基本的課題 推進体制の整備・充実

#### 現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、庁内推進体制の整備や各施策の進捗状況の把握、また、関係機関と連携した効果的な施策の推進を図る必要があります。

#### 施策の方向

男女共同参画社会の実現のためには、計画の遅滞のない推進が必要です。計画の推進が多くの人にわかるように、また着実に成果を上げられるように進行管理を行っていきます。

**(1) 庁内推進体制の整備**

具体的施策	担当課
① 男女共同参画推進会議の運営	文化活動推進課
② 職員研修の実施	人事課 文化活動推進課
③ 男女共同参画の視点に立った公共施設整備の研究	文化活動推進課

**(2) 関係機関と連携した男女共同参画施策の推進**

具体的施策	担当課
① 情報交換等による民間団体との連携の促進	文化活動推進課
② 意見申出制度の新設の検討	文化活動推進課
③ 国・県・関係機関との連携	文化活動推進課

**それぞれの役割**

: 本編P29参照

～ 市条例第4条から第8条で掲げるそれぞれが担う責務～

**市は**

- 計画を進行管理し、進捗状況を公開します。

**市民 / 市民団体は**

- 計画の進捗を確認し理解しましょう。

**教育に携わる者は**

- 計画の進捗を確認し理解しましょう。

**事業者は**

- 計画の進捗を確認し理解しましょう。

## 基本目標別指標及び優先的取り組み事項

### 基本目標別指標一覧表

基本目標	指標名	現状 平成22年度	目標 平成27年度	担当課
人権を尊重し男女共同 参画意識を高めよう	男女共同参画に関する情 報紙の発行部数	9,000部	増加	文化活動推進課
	男女共同参画関連講座の 開催数	102回	継続	文化活動推進課
あらゆる分野への男女 共同参画を促そう	審議会等における女性委 員の登用率	25.6%	35.0%	文化活動推進課
	市職員の管理職に占める 女性の割合	6.33%※1	増加	人事課
	地域や家庭への参画を進 めるための男性向け家事 講座の開催回数	40回	継続	文化活動推進課
職場における男女平等 を実現し、男女がとも に働きやすい職場環境 にしよう	就労を支援するための就 職説明会・就職支援講座	3回	3回	商工労政課
	岡崎市内における愛知県 ファミリー・フレンドリー 企業登録数	20社	50社	商工労政課
	「ワーク・ライフ・ balan ス」という言葉を知ってい る市民の割合	39.0%※2	増加	文化活動推進課
男女がともに性別に 捉われず、安心して 暮らせる地域社会を つくりよう	延長保育などの特別保育 実施園	延45園	延70園	保育課
	ドメスティック・バイオレ ンス（DV）やセクシュア ル・ハラスメントに関する 相談窓口の啓発状況	知っている 人の割合※3	増加	文化活動推進課

※1 平成22年3月31日現在

※2 平成20年8月現在、意識調査結果値

※3 平成21年3月31日現在、愛知県調査結果値（DV相談窓口を知っている人の割合は52.7%）

## 優先的取り組み事項

本計画に示した施策の中でも、とりわけ以下の事項については、優先的に取り組みを進めていきます。

- 1 男女共同参画に関する情報収集・調査研究
- 2 女性ゼロ審議会の解消
- 3 学区女性団体等への活動支援内容の検討
- 4 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援等の研究及び啓発等の推進
- 5 情報交換等による民間団体との連携の促進

本編P20、21の施策体系図内において「★」で示す項目に含まれています。

